

[別紙1]

県外大学関係者と県内企業の情報交換会実施補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (7月30日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いが全て完了したとき。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出後、報告内容の確認・現地調査等を行い、支払い手続きを行います。

資料提出・問い合わせ先 商工労働部・雇用人材局雇用政策課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
0857 - 26 - 7699 koyouseisaku@pref.tottori.jp